	二十六	二十七
	信託法第三条第三号に掲げる方法によってされる信託による漁港水面施設運営権等の変更の登録	信託財産に属する漁港水面施設運営権等の一部の移転の登録（令第二十条第二項の規定により他の者が単独で申請する場合に限る。）
(3) 当該受益者が信託法第百八十七条第一項の書面	信託の併合又は分割による権利の変更の登録を申請するときは、次に掲げる書面 イ　信託の併合又は分割をした旨を証する書面 ロ　信託の併合又は分割に係る債権者を害するおそれがないことを証する書面	
(3) 当該受益者が信託法第百八十七条第一項の書面	(1) 従前の信託の受益者の全部又は一部が同一の信託の受益者となる信託の併合又は分割をした旨を証する書面 (2) (1)に掲げる場合以外の場合において、受託者が信託法第百八十六条第一項、第二百二条第一項又は第二百四条第一項の規定により信託の併合又は分割をした